

令和 7 年

双葉町議会会議録

第 2 回臨時会

5 月15日開会・閉会

双 葉 町 議 会

令和 7 年第 2 回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (5月15日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第 1 号	5
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
閉 会	1 1

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

7 双葉町告示第 18 号

令和 7 年第 2 回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 7 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 令和 7 年 5 月 15 日（木）
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

3. 付議事件

- （1）専決処分の報告について 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について
- （2）専決処分の承認について 双葉町税条例の一部改正について
- （3）専決処分の承認について 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- （4）養液栽培施設敷地造成工事請負契約の締結について
- （5）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- （6）双葉町議会会議規則の一部改正について

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 渡 部 昭 洋 君
3 番 小 川 貴 永 君
5 番 作 本 信 一 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 山 根 辰 洋 君
4 番 伊 藤 哲 雄 君
6 番 菅 野 博 紀 君
8 番 岩 本 久 人 君

○不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回双葉町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 1 5 日（木曜日）午前 9 時開会

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第 3 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について

専決第 1 号 双葉町税条例の一部改正について

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認について

専決第 2 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 6 議案第 2 3 号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の締結について

日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 発委第 2 号 双葉町議会会議規則の一部改正について

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第２回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前 ９時００分）

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、２番、山根辰洋君、３番、小川貴永君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日１日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決定しました。

ここで、暫時休議します。

休憩 午前 ９時０１分

再開 午前 ９時２０分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎報告第１号

○議長（岩本久人君） 日程第３、報告第１号 専決処分の報告について、専決第３号 福島県市町

村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

報告第1号の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) おはようございます。

報告第1号 専決処分の報告について、専決第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

○議長(岩本久人君) これで報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。承認第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第5、承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。承認第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第6、議案第23号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第23号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の締結についてであります。双葉町大字中田地内に整備する養液栽培施設の敷地造成工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第23号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。改選期にあたり新たに推薦する井戸川さゆり氏は、現在いわき市在住で、長らく公立学校教員として勤められ、人権擁護についても理解があり適任者であると考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。諮問第２号について、適任とすることの賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、諮問第２号は適任とすることに決定しました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第８、発委第２号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、２番、山根辰洋君。

(２番 山根辰洋君登壇)

○２番（山根辰洋君） おはようございます。発委第２号 双葉町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、当町の現状を踏まえるとともに、開かれた議会の実現と住民等が傍聴しやすい環境を確保する観点から、会議の開始時間を変更するため改正するものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（岩本久人君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発委第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(岩本久人君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前 9時35分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 岩 本 久 人

署名議員 山 根 辰 洋

署名議員 小 川 貴 永